

茨城県知事選挙

投票日 9月8日(日)

投票時間 午前7時～午後6時

投票場所 市内74投票所

※詳しくは投票所入場券でご確認ください。

投票の方法

茨城県知事選挙 … 候補者1人の氏名を書いて投票

大事な投票、忘れずに!



◆常陸大宮市で投票できる方

平成5年9月9日までに生まれた方で、平成25年6月1日以前から常陸大宮市に住民登録されていて、その後引き続き常陸大宮市に住所のある方

【転出または転入などの住所異動をした方で常陸大宮市で投票できる方】

- ・6月1日以前に常陸大宮市に転入届を出した方。ただし、平成25年5月22日から6月1日までの間に常陸大宮市に転入届を出した方は、期日前投票等ができるのが9月2日以降となりますのでご注意ください。
- ・既に常陸大宮市の選挙人名簿に登録されている方で、6月2日以降に茨城県内の他市町村に転出した方は、「引続き県内居住証明」を提出して常陸大宮市で投票することができます。ただし、茨城県外の都道府県に転出した場合や茨城県内の転出であっても2回以上の住所異動をした方は、投票できません。
- ・投票入場券は、8月15日現在で作成しています。それ以降に市内で住所を異動した場合でも、入場券記載の投票所で投票してください。

「引続き県内居住証明」

各市町村の住民登録担当窓口で発行（無料）している引き続き県内に住所を有する者であることがわかる証明書のことです。

詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆投票所入場券について

8月21日(水)頃に郵便でお届けします。

なお、**投票所入場券を失くした場合なども投票することができますので、投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。**

◆期日前投票について

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票ができない方は、常陸大宮市役所本庁及び各総合支所において、期日前投票をすることができます。

期日前投票所では、受付で**投票日に投票所へ行くことができない事由を確認するとともに、宣誓書に署名していただくことが必要になります。**

【投票期間】 8月23日(金)～9月7日(土)

【投票場所】

- ・常陸大宮市役所期日前投票所
- ・山方総合支所期日前投票所
- ・美和総合支所期日前投票所
- ・緒川総合支所期日前投票所
- ・御前山総合支所期日前投票所

【投票時間】 午前8時30分～午後8時

※ご自分の投票所入場券を切り離してお持ちください。

※選挙当日(9月8日)は、期日前投票所では投票できません。

※**9月5日(木)、6日(金)及び7日(土)の期日前投票所は混雑が予想されます。投票日当日に投票できない方は早めに期日前投票をしましょう。**

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方などは代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。内容がほかに漏れることは絶対にありません。代理投票を希望する方は、投票所で係員にお申し出ください。

また、投票する際、介添えが必要な方のお手伝いをしますので、係員にお申し出ください。

◆不在者投票について

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

手続きの流れは以下のとおりです。

1. 投票用紙等を請求します。

不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。必ず本人が記入してください。また、メールやFAXでは受付することができません。

※不在者投票宣誓書兼請求書は市ホームページからダウンロードできます。また、常陸大宮市選挙管理委員会にも備えてあります。

2. 投票用紙等が交付されます。

常陸大宮市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在地に送付されます。

3. 不在者投票をします。

投票用紙等が届きましたら、**その郵便物を開封せずに**滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。

※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入したり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封したりすると不在者投票ができなくなります。

不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、**投票用紙等の往復に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。**

・郵便等による不在者投票

身体に障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅等で郵便等による不在者投票をすることができます。

1. 郵便等投票証明書の申請手続き

(1) 「郵便等投票証明書」の交付を、常陸大宮市選挙管理委員会に申請します。

【必要な書類】①申請者本人が署名した申請書

(申請書は市ホームページからダウンロードできます)

②身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証

(2) 常陸大宮市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

2. 投票用紙等の請求手続き

(1) 常陸大宮市選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。

【必要な書類】①請求者本人が署名した請求書

(請求書は市ホームページからダウンロードできます)

②郵便等投票証明書

(2) 請求書を確認後、常陸大宮市選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒を郵送します。

(3) 投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記載し、常陸大宮市選挙管理委員会に郵送してください。

※投票用紙等の請求は**9月4日(水)までに**、本人から常陸大宮市選挙管理委員会に請求してください。

※郵便等による不在者投票ができる方の区分表

| 手帳等の種類 | 障がい等の種別 | 障がい等の程度 |
|-----------|------------------------------|-----------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢、体幹、移動機能の障がい | 1級、2級 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい | 1級、3級 |
| | 免疫、肝臓の障がい | 1～3級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢、体幹の障がい | 特別項症～第2項症 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい | 特別項症～第3項症 |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護5 |

◆選挙公報について

候補者の政見などを載せた選挙公報を、8月28日(水)頃に新聞折り込みでお届けします。また、本庁及び各総合支所窓口にも配置します。

◆その他

- ・開票結果(常陸大宮市開票区)は確定しだい、市ホームページ(<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>)でお知らせします。

問 常陸大宮市選挙管理委員会 (本庁 総務課内)
☎52-1111 内線319・320